

確認申請書部数リスト **京都府** (数字は必要部数を示す。)

* 確認申請提出前に建築基準法施行令第9条の建築基準関係規定を含めた事前協議を申請地の行政庁にて必ず行って下さい。
 事前協議につきましては京都市を除き、確認申請提出用の正本、副本及び行政庁控1部が必要です。詳しくは申請地の行政庁にてご確認願います。

行政庁	図書別	建築							昇降機			工作物				
		正本	副本	消防用			建築計画概要書(別綴)	建築工事届(別綴)	事前調査報告書(事)意見書・協議書(意) 経由印(印)	浄化槽(*3)	正本	副本	連絡書(正本に綴じて下さい。)	正本	副本	
				同意	設備設置計画書	通知										
特定行政庁	京都市	1	1	1	2		1	1	事(*4)	3	1	1	1	1	1	
	印															
府下	宇治土木事務所管内	城陽市	1	1	(*1)	2		1	1	印+意	3	1	1	1	1	1
		久御山町														
	乙訓土木事務所管内	向日市	1	1	1	2		1	1	印	3	1	1	1	1	1
		長岡京市														
		大山崎町														
	田辺土木事務所管内	京田辺市	1	1	1	2		1	1	印+意	3	1	1	1	1	1
		井手町														
		宇治田原町														
	木津土木事務所管内	精華町	1	1	1	2	1	1	1	意	3	1	1	1	1	1
		山城町														
		木津町														
		加茂町														
		笠置町														
		和束町														
		南山城村														
	亀岡土木事務所管内	亀岡市	1	1	1	2		1	1	(*2)	3	1	1	1	1	1
園部土木事務所管内	園部町	1	1	1	2		1	1	印+意	2	1	1	1	1	1	
	八木町															
	丹波町															
	日吉町															
	瑞穂町															
	和知町															

*1 宇治土木事務所管内の消防同意物件については、確認提出以前に消防に提出のうえ同意を得ておく必要があります。

*2 亀岡土木事務所管内において敷地面積が500㎡を超えるもの等で開発許可要件に係る敷地での建築計画の場合、事前に建築確認申請関係法令協議申請兼協議済書の経由が必要です。

*3 正本(主事宛)・副本(宛なし)・保健所用となり、浄化槽協会の経由印が必要です。(園部管内のみ、事前に市町村の経由印が必要です。)

*4 他に市街化調整区域、市街化区域で500㎡以上の敷地面積での建築計画で開発不要と判定されたものには、開発非該当の証の付箋が正本に添付されます。